

「人權ならびに市民權の

宣言」の諸草案(二) 譯

山本浩三

五人委員會の草案

一七八九年八月十七日 ミラボー伯により

國民議會で發表

國民議會を構成する、フランス人民の代表は、人間の權利についての無知と忘却あるいは輕視とが、公の不幸と政治の腐敗の唯一の原因であると考え、嚴肅な「宣言」のうちに、人間の自然的で、譲りわたすことのできない神聖な諸權利を明らかにしよう *rétablir* と決心した。それは、この「宣言」がたえず社會體の全員に提示され、つねに彼らにその權利と義務とを思い出させるためであり、すべての政治制度の目的と比較され得るところから、立法權と行政權の行爲が一層尊敬されるためであり、市民の要求が、このうち單純で争うことのできない原理に基いて、つねに憲法の維持とすべての人の幸福に向けられるためである。

それゆえ、國民議會は次の諸條項を承認し、宣言する。

第一條 すべての人には生れながら平等であり、自由である。いかなる人もその自然的あるいは後天的能力を行使するにあつて、他人と同等の權利をもつ。すべての人に共通なこの權利は、その同胞に迷惑をかけて權利を行使することを禁じている、行使者の良心そのもののほかは制限がない。

第二條 すべての政治團體は、各人が共にそれによつてその人身 (*Personnes*) 及び能力を一般意志の最高の指導の下に置いている明示あるいは默示の社會契約の存在を承認する。同時にその團體は各個人を部分として承認する。

第三條 國民が服するすべての權力は國民自身から出ているので、どのような個人もあきらかに國民にもとづかない權力をもつことはできない。すべての政治的社會 *association politique* は憲法、すなわち、政府の形態、それを構成していることとなつた諸權力の配分および境界を定め、修正し、又は變更する譲りわたすことのできない權利をもつている。

第四條 すべての政治的社會の原理と目的はすべての人の共通の幸福 *Bien* であつて、ある個人又はある階級の特殊の利益ではない。だから、國民は、國民自身により、あるいはしばしば一新され、合法的に選ばれ、つねに存在し、頻繁に召集され憲法に定められた形式にしたがつて自由に行動する彼らの代表によつて明白に認められ、同意された法律以外の法を承認してはならない。

第五條 一般意志の表現である法律は、その目的において一般的であり、すべての市民に、つねに自由、所有および市民的平等を保障することを目的とせねばならない。

第六條 市民の自由とは、市民が法律にしか支配されず、法律が設定した権力にのみ服従する義務があり、處罰をおそれることなく、法律によつて禁止されないその能力を全面的に行使することができ、したがつて壓制に抵抗するところにある。

第七條 市民は人身において自由であるから、法律によつて確立された裁判所の前のはかには告發されない。市民が逮捕、抑留、投獄されるのは次の場合のみである。すなわち、これらの處置 *Précutions* が犯罪の賠償あるいは處罰を保障するのに必要である場合、しかも、法律の定める形式にしたがつている場合である。市民は公に訴追され公に對質され、*controle* 公に裁判されなければならない。告發以前に法律によつて定められた刑罰しか科すことができない。その刑罰はつねに犯罪の性質に應じて區分されていなければならないし、すべての市民に平等でなければならない。

第八條 市民は思想とその表現において自由であるから、他人の權利を害しないという明白な留保つきで、言語、文字、出版によつてその思想を弘める權利をもつている。信書は特に犯すことのできないものでなければならない。

第九條 市民はその行動において自由であるから、旅行し、

住居をその好む所に移轉し、法律に指示されている場合を除いて、國境外に出ることさえできる。

第十條 公の事がらを協議するため、彼らの代議士に指示を與えるため、あるいは彼らの損害の賠償を要求するために市民が合法的に集會する權能を、市民の權利をそこなうことなくして、奪うことはできない。

第十一條 すべての市民は、取得し、所有し、製造し、商業を行い、その能力および勞働 *industrie* を使用し、その所有を自己の意志によつて處理する權利をもつている。法律のみが一般の利益のためにこの法に修正を加えることができる。

第十二條 何人も、如何なる人物に對しても、自己の財産を讓渡するよう強制されない。その犠牲は社會全體に對し、ただ公の必要の場合において、そして社會が所有者に對して等價の補償を負擔するときのみ、拂われるにすぎない。

第十三條 すべての市民は、差別なく、その財産に比例して公の經費を分擔しなければならない。

第十四條 すべての租税は、もしも勞働と勤勉の意欲を失わしめ、利欲をそそり、道徳を頹廢せしめ、人民の生活手段を奪う傾向があるならば、それは人間の權利を侵害するものである。

第十五條 國家の歳入の徴收は、嚴格な會計、容易に識ることができる既定の規則に服せしめられねばならない。それによ

り、納税者は敏速に裁判を受け、被徵收者の給料は嚴格に規定される。

第十六條 行政における公の支出の節約は、嚴格な義務である。國家公務員 *les officiers de l'Etat* の給料は適度でなければならぬ。そして、實際の勤務に對してのみ報酬を與えるものでなければならぬ。

第十七條 市民的平等は所有あるいは差別の平等ではない。それはすべての市民が平等に法律に服する義務があり、又法律の保護を平等に受ける權利をもつてゐることである。

第十八條 すべての市民はその才能と能力の程度に應じて、すべての文官職、聖職、軍職に平等に採用されうる。

第十九條 軍の創設は立法權にのみ屬する、軍隊の數は立法權により定められねばならない。その目的は國の防衛である。軍隊はつねに文權 *autorité civile* に服せしめられねばならない。軍隊は、法律によつて指名され、人民によつて知られ、又その與える命令に對して責任を負う長官 *magistrats* の監督下以外には、國內の治安に關しいかなる行動もなすことができない。

國民議會の第六局で論議された

人權と市民權宣言案

國の憲法を一新し、諸權利を定め、立法權および行政權の行使とそれらの限界を定めるために、國民議會に集合し、列席す

るフランス人民の代表は、社會の秩序とすべてのすぐれた憲法は、基礎に不動の原理をもたねばならず、生來自由な人間は、その自然權を公共の權力 *une force commune* の保護の下に置くためのほかは、政治社會の制度に支配されないと考え、宇宙の最高の立法者の前で、人間と市民の諸權利を神聖なものとし、嚴肅に承認しようと欲し、これらの權利が本質的に次の諸事實の上に建てられてゐることを宣言する。

第一條 各人はその生存をはかる權利と、幸福でありたいという欲求を生れながらもつてゐる。

第二條 その生存を安全にし、幸福を得るために、各人は生れながら能力をもつてゐる。自由はこの能力の十分に完全な行使のうちにある。

第三條 所有の權利はこの能力の行使にもとづいてゐる。

第四條 各人はその自由と所有に對して平等の權利をもつてゐる。

第五條 しかし、各人はその諸權利を行使するために同じ手段 *moyens* を、生れながら受けとらなかつた。ここから、人間の間の不平等が生じてゐる。だから、不平等は自然そのもののうちに存在する。

第六條 社會は手段の不平等の中で、諸權利の平等を維持する必要から形成されてゐる。

第七條 各人は、社會狀態 *l'état de société* の中で、その

能力を自由にかつ正當に行使するために、同胞のその行使を承認し、尊重し、便宜をはからねばならない。

第八條 この必要な相互性から、人間同志の間に、權利と義務の二重の關係が生じる。

第九條 すべての社會の目的は、この二重の關係を維持することである。そこから法律が制定される。

第十條 法律の目的は、だから、すべての權利を保障し、すべての義務を確實に履行せしめることである。

第十一條 すべての市民の第一の義務は、その能力と才能に應じて社會に奉仕することであるから、市民には一切の公の職業に採用される權利がある。

第十二條 法律は一般意志の表現であるから、すべての市民は、法律の成立について直接に協力していなければならぬ。

第十三條 法律はすべての人に對して同じものでなければならぬ。いかなる政治權力も、法律の名で命じるほかは市民に對して拘束力をもたない。

第十四條 いかなる市民も、法律により、法律が定めた形式にしたがい、法律が豫定した場合のほかは、その所有の行使において告發されず、妨害されず、その自由の行使において妨げられない。

第十五條 法律が處罰するとき、刑罰は階級 rang 身分あるいは財産によつて偏ることなく、つねに犯罪に比例しなければ

ばならない。

第十六條 法は祕密の犯罪を追求することができないから、法を補足するものは宗教であり、道徳である。だから社會の秩序維持のために、二つながら尊ばれることが肝要である。

第十七條 宗教の維持には公の禮拜が必要である。だから公の禮拜に對する尊敬は缺くことができない。

第十八條 定められた禮拜をみださないすべての市民は脅かされてはならない。

第十九條 思想傳達の自由は市民の權利であるから、他人の權利をそこなわれない限り、制限されてはならない。

第二十條 人間および市民の權利の保障は公權力を必要とする。だから、この權力はすべての人の利益のために創設されるのであつて、權力が委託されている人々の特殊の利益のためではない。

第二十一條 公權力の維持と政府の他の經費のために、共通の租税がなければならぬ。その割當は、すべての市民の間に嚴格に比例していなければならない。

第二十二條 公の租税は各々の市民の所有から削減された部分であるから、市民はその必要を確認し、自由にそれに同意しその用途を監視し、その税額、基礎、徵集、及び期間を定める權利をもつている。

第二十三條 社會はすべての公務員 agent public に對し、

その行政について説明を要求する権利がある。

第二十四條 権利の保障が確保されていず、權力の分立が定められていないすべての社會は眞の憲法 *une véritable constitution* をもっていない。

x

附記

本稿は恒藤武二譯の「人権ならびに市民権の宣言」の諸草案(一)のつづきである。これらの諸草案および「人権ならびに市民権の宣言」の成立經過・内容などのくわしい研究は、いずれ恒藤教授なり私なりが手をつけるはずである。

本稿作成にあたっては、やはり杉江榮一氏の多大の協力をえた。